

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発1111第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 適用日 令和2年 11月 11日から適用

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	<ul style="list-style-type: none">検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合：1,800点それ以外の場合：1,350点



▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸同時検出	<p>検体採取を行った保 険医療機関以外の施 設へ輸送し検査を委 託して実施した場合 ：450点×4回分</p> <p>それ以外の場合 ：450点×3回分</p>	微生物学的 検査判断料 (※7： 150点)	「D023」 微生物核酸同定 ・定量検査 の「14」	<p>COVID-19 の患者であることが疑われ る者に対し、SARS-CoV-2 及びインフル エンザウイルスの核酸検出を目的として薬 事承認又は認証を得ている体外診断用医薬 品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、 鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイル スの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・イ ンフルエンザ核酸同時検出」という。）を同 時に行った場合、採取した検体を、国立感 染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則 に関するガイダンス2013-2014 版」に 記載されたカテゴリーB の感染性物質の規 定に従って、検体採取を行った保険医療機 関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施 した場合は、本区分の「14」SARSコロナ ウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算 した点数を準用して算定し、それ以外の場 合は、同点数3回分を合算した点数を準用 して算定する。なお、採取した検体を、 検体採取を行った保険医療機関以外の施 設へ輸送し検査を委託して実施した場 合は、検査を実施した施設名を診療報酬 明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19 の患者であることが疑われ る者に対し、診断を目的として本検査を 実施した場合は、診断の確定までの間に、 上記のように合算した点数を1 回に限り 算定する。ただし、発症後、本検査の結 果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実 施した場合は、上記のように合算した点 数をさらに1 回に限り算定できる。な お、本検査が必要と判断した医学的根拠 を診療報酬明細書の摘要欄に記載する こと。</p> <p>COVID-19 の治療を目的として入院 している者に対し、退院可能かどうかの 判断を目的として実施した場合は、「感 染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律における新型コロナウイルス 感染症患者の退院及び就業制限の取 扱いについて（一部改正）」（令和2年 6月25 日健感発0625 第5号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施し た場合に限り、1 回の検査につき上記 のように合算した点数を算定する。な お、検査を実施した日時及びその結果 を診療報酬明細書の摘要欄に記載する こと。</p> <p>なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出を実施した場合、本区分 「11」のインフルエンザ核酸検出、 SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・ 細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV- 2 を含む。）については、別に算定 できない。</p>